

委 託 仕 様 書

1 目 的

福島県ハイテクプラザ緑地の適正な管理を行い、良好な緑地環境を保持するため、緑地植栽保全管理について、以下に定めるところにより行う。

2 管理業務

- (1) 受注者（以下「乙」という。）施行管理計画書を事前に提出し、発注者（以下「甲」という。）の選定した監督者の承諾を受けること。
- (2) 業務の結果、異常を発見した場合速やかに処置を行い、障害の発生を防止するとともに、監督者にその結果を報告するものとする。
- (3) 業務の結果、修繕を必要と認めた場合は、その都度遅滞なく監督者に報告し、指示を受けること。
- (4) 緊急を要する事態が発生した場合、随時対応できる体制を確保しておくものとする。

3 造園施工管理技士

- (1) 乙は、造園施工管理技士を選定し、甲に書面をもって提出すること。
- (2) 造園施工管理技士は、業務のために必要な技術知識を有し、かつ業務遂行に必要な経験を持つ者とする。
- (3) 甲は、造園施工管理技士として不相当と認めた者については、乙と協議の上、交代させることができる。

4 業務内容

(1) 防 除

ア 薬剤は樹種及び病害虫の防除の目的により選定し、病害虫駆除に最も適した時期に実施すること。

イ 薬剤を散布する場合は、人及び車両に害を与えないように十分注意して実施すること。

(2) 施 肥

ア 肥料は樹種に適したものを選び、所定の量を与えること。

イ 実施時期については、樹種の特性を考慮し、最も適した時期に行うこと。

(3) 除 草

ア 雑草の発生状況を把握しながら、適宜実施するものとする。

イ 除草した雑草等は、場内において野積みして堆肥化し、緑地の有機質肥料として再利用する。

ウ 除草剤は芝生に影響のないものを使用すること。

(4) 剪定及び刈込

ア 実施時期は、樹種の特性を考慮し最も適した時期を選ぶこと。

イ 剪定刈込により生じた枝等は、場内において野積みしておくこと。

(5) 芝生目土散布

ア 最も適した時期に、良質の山砂を所定量散布すること。

イ 芝生の生育を阻害しないよう散布後、均一に敷き均すこと。

(6) 落葉の処理

ア 緑地管理区域内側溝に集積した落ち葉は、定期的に状況を確認し、排水の流れに支障のないよう清掃すること。

5 作業項目・回数等

- | | | |
|--------------|-------------------------|---------|
| (1) 高木防除 | 1 7 2 本 | 1 回 |
| (2) 中低木剪定 | 1 9 3 本 | 1 回 |
| (3) 芝生内除草剤散布 | 2, 6 2 3 m ² | 1 回（6月） |
| (4) 芝生刈込 | 7, 5 0 5 m ² | 1 回（7月） |
| (5) 芝生施肥 | 7, 5 0 5 m ² | 1 回 |

(6) 芝生内抜根	7, 505 m ²	1 回
(7) 芝生目土散布	1, 800 m ²	1 回
(8) 刈取除草	5, 842 m ²	1 回

6 作業の目安

(1) 高木

病虫害の発生が多くなる6月下旬から7月上旬に、風の少ない日を選び動力噴霧機を使用して、高木1本に対しスミチオン乳剤の原液5ccを800倍希釈にして枝葉むらなく散布する。

(2) 施肥

① 芝生

養分が不足した葉の色が黄色化する時期から8月下旬までに、有機入りの化成肥料8:8:8を1m²当たり0.05kg均一に散布する。

(3) 除草

① 芝生内除草剤散布

雑草の発生期である6月に、芝に影響のない除草剤を標準薬量を指定された場所にむらなく散布する。

② 芝生刈込

芝生の生育状況を巡視において把握しながら7月中旬から7月下旬に、ハンドガイド芝刈機で刈込を行う。

なお、来館者に迷惑をかけないように作業にあたる。

③ 芝内抜根除草

雑草の発生期である9月から11月にかけて、年1回草取り鎌を使用して全芝生地の除草を実施する。作業は、抜根の際芝生の根をいためないように心がけるとともに、穴があいた場合は目土で補修する。また、部分的に発生してくる雑草は適宜作業にあたる。

なお、クローバー等の抜根による除草が完全でないものは適宜除草剤を使用する。

④ 刈取除草

雑草が繁茂する7月から8月に肩掛け式草刈機を使用して実施する。刈り取った草は場内において野積みして堆肥化し、緑地の有機質肥料として再利用する。

(4) 剪定刈込(中低木・単独物)

新芽が伸びきる7月から8月に刈り込み機等を使用して樹木の特長・樹形を損なわないように注意して行う。

なお、刈り込んだ枝葉は、場内の林に敷き均す。

(5) 芝生目土散布

芝生生地に対して、仕様書面積を上限に平均5mmの山砂を散布して、凹凸がなくなるようにレーキ・熊手等で均す。

7 報告

(1) 業務内容の報告の様式を作成し、これを事前に提出して監督者の承諾を受けること。

(2) 業務内容の報告は、業務終了後速やかに提出して監督者の承諾を受け、必要な期間保存すること。

8 検査

(1) 中間検査

甲は、必要があるときは業務内容及び進捗状況について中間検査ができる。

(2) 完了検査

完了検査は原則として実績報告書により行い、乙及び主任技術者が立ち会わなければならない。

9 疑義

この仕様書に明記のない事項及びこの仕様書に疑義のある時は、監督者に申し出て、その指示を受けるものとする。